⑶　工事場所　神奈川県横浜市鶴見区生麦二丁目

⑷　工事内容　下記の実施設計、製作及び架設

①　高架橋新設工

ア　上部工（鋼重：約3,600ｔ）

・Ａ連結路　５径間連続非合成箱桁　約270m　１連

・Ａ連結路　単純合成鈑桁　約75m　２連

・Ｃ連結路　４径間連続鋼床版箱桁　約260m　１連

・Ｃ連結路　３径間連続鋼床版箱桁　約240m　１連

・Ａ連結路　既設桁拡幅　約30m　１連

・Ｃ連結路　既設桁拡幅　約40m　１連

イ　橋脚工（鋼重：約990ｔ）

・鋼製橋脚　５基

ウ　ＲＣ床版、高欄地覆　一式

②　付属物工

落下物防止柵、伸縮装置、排水施設他一式

③　既設桁補強工（鋼重：約20ｔ）

⑸　工期　契約締結日の翌日から1,200日間

⑹　その他

①　本工事は、競争参加資格確認申請により資格が確認された競争参加希望者のうち、技術提案書及び工事費内訳書の提出を行った者（以下「技術提案者」という。）と交渉を行い、それらの内容を総合的に評価して２次審査を受ける技術提案者を選定し、次に詳細工事費内訳書を受け付け、交渉を行った後、価格と価格以外の要素を総合評価して落札者を決定する総合評価方式を併用した技術提案価格交渉方式（複数者交渉タイプ）の適用工事である。

②　本工事は、技術提案に基づいた実施設計付き工事である。

③　技術提案の範囲は、以下のとおりとする。

・提案を求める工事目的物は、鋼製橋脚及び鋼製桁とし、平面線形、縦断線形及びスパン割の変更を伴わない範囲とする。

・架設工法については、技術提案の範囲とする。

２　競争参加資格

⑴　首都高速道路株式会社契約規則実施準則（平成23年準則第１号）第73条の規定に該当しない者であること。

⑵　首都高速道路株式会社における鋼橋工事に係る競争参加資格の認定（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、首都高速道路株式会社における鋼橋工事に係る競争参加資格の再認定）を受け、当該認定（再認定）の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（経営事項評価点数）が、1,150点以上である単体又は1,150点以上である代表者と1,100点以上である構成員で構成された２者の共同企業体であること。

⑶　平成13年度以降に、以下に掲げる全ての要件を満たす工事を完工した実績を有すること。ただし、同一工事で全ての施工実績を有する必要はない。なお、共同企業体の構成員（代表者を含む。以下同じ。）としての実績は、出資比率20%以上の場合のものに限る。

①　単体又は共同企業体の代表者となる構成員については、以下に掲げる全ての要件を満たす工事を完工した実績を有すること。

・最小曲線半径250m以下の連続鋼床版箱桁橋の工場製作及び架設

・市街地（ＤＩＤ相当）の往復４車線以上の道路上において車線規制を伴う鋼橋の架設（歩道橋を除く。）

ＤＩＤとは、人口密度4,000人／㎢以上で5,000人以上が集まっている地域である。（以下同じ。）

②　共同企業体の代表者以外の構成員については、以下に掲げる全ての要件を満たす工事を完工した実績を有すること。

・最小曲線半径250m以下の連続鋼床版箱桁橋の工場製作及び架設

・往復４車線以上の道路上において車線規制を伴う鋼橋の架設（歩道橋を除く。）

⑷　現場代理人、次に掲げる基準を満たす専任の主任技術者又は専任の監理技術者、設計管理技術者及び設計照査技術者（以下「配置予定技術者」という。）を契約締結日の翌日までに本工事に配置できること。なお、主任技術者又は監理技術者は、現場着手日の前日までの期間については、必ずしも専任を要しない。現場着手は、平成25年１月15日（火）を予定している。

①　主任技術者については、以下のア～ウのいずれかの要件とエを満たすこと。

ア　建設業法（昭和24年法律第100号）第27条及び建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第27条の３の規定による技術検定のうち、１級土木施工管理に関する検定種目に合格した者（以下「１級土木施工管理技士」という。）

イ　技術士法（昭和58年法律第25号）第６条及び技術士法施行規則（昭和59年総理府令第５号）第11条の規定による第二次試験のうち、建設部門に合格し、かつ、同法第32条の規定により技術士登録簿に登録を受けた者（以下「技術士（建設部門）」という。）

ウ　ア、イと同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定した者

エ　平成13年度以降に専任の主任技術者、専任の監理技術者又は現場代理人として、以下に掲げる全ての要件を満たす工事を完工した実績を有すること。ただし、同一工事で全ての要件を有する必要はない。

・技術提案書で提案された架設工法による架設

ただし、全ての工法での実績を有さない場合は、主たる工法による実績とする。なお、主たる工法とは、現場での架設期間が最も長い工法とする。

・最小曲線半径250m以下の連続鋼床版箱桁橋の架設

・市街地（ＤＩＤ相当）の往復４車線以上の道路上において車線規制を伴う鋼橋の架設（歩道橋を除く。）

②　監理技術者については、以下のア～ウの全ての要件を満たすこと。

ア　建設業法第26条第２項に規定する技術者であり、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

イ　以下のいずれかの資格取得者又は認定された者であること。

１）１級土木施工管理技士

２）技術士（建設部門）

３）１）、２）と同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定した者

ウ　平成13年度以降に専任の主任技術者、専任の監理技術者又は現場代理人として、以下に掲げる全ての要件を満たす工事を完工した実績を有すること。ただし、同一工事で全ての要件を有する必要はない。

・技術提案書で提案された架設工法による架設

ただし、全ての工法での実績を有さない場合は、主たる工法による実績とする。なお、主たる工法とは、現場での架設期間が最も長い工法とする。

・最小曲線半径250m以下の連続鋼床版箱桁橋の架設

・市街地（ＤＩＤ相当）の往復４車線以上の道路上において車線規制を伴う鋼橋の架設（歩道橋を除く。）

③　専任の主任技術者又は専任の監理技術者が、主たる架設工法以外の実績を有さない場合は、主たる工法以外の施工期間中、以下の要件を満たす専任の技術者を配置すること。

・専任の主任技術者又は専任の監理技術者が実績を有さない架設工法による架設を、平成13年度以降に、専任の主任技術者、専任の監理技術者又は現場代理人として、完工した実績

④　設計管理技術者及び設計照査技術者は、以下のア～ウのいずれかの要件とエを満たすこと。

ア　技術士（建設部門（選択科目を「鋼構造及びコンクリート」とした者に限る。））の資格を有する者

イ　ＲＣＣＭ（専門技術部門が鋼構造及びコンクリート部門）の資格を有する者

ウ　ア、イと同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定した者

エ　平成13年度以降に設計管理技術者又は設計照査技術者として、以下に掲げる要件を満たす業務実績を有すること。

・最小曲線半径250m以下の連続鋼床版箱桁橋の設計